

第34回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年10月21日（木）18:30～22:10（19:30～19:35休憩）
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール
出席委員 大原委員、岡本委員、大江委員、小森委員、西島委員、平田委員、菅野委員、宮田委員、三浦委員、高崎委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開会

2 中間報告に向けてのたたき台の整理について（協議）

各章、項目ごとに事務局、アドバイザーから再度検討を要する点について発言の後、協議。

●前文

（事務局）

- ① 条文で「分権型社会」、解説・考え方で「地方分権型社会」とあるが、「地域主権型社会」とした方が良いのではないか。
(アドバイザー)
- ② 条文の下から4行目で「情報の共有」と「町民の参加」とあるが、いずれも「の」は削除して良いのではないか。
- ③ 条文の下から2行目にある「町長」は削除した方が良いのではないか。「行政」に町長は含まれている。それに伴い、解説・考え方も修正する。
- ④ 先程の事務局の説明と同様、「地方分権型社会」は「地域主権型社会」とした方が良いと思う。それに伴い、解説・考え方も修正する。

（委員）

「地域主権」という表現を使うことは良いと思うが、「地域主権型社会」とするのが良いのかどうかは再考が必要。

（委員）

「地域主権型社会」については、今様々なことが議論されているが、どうなっていくのかが見えない。必ずしも肯定的には捉えられない要素も含んでいるという想いもある。

「地域主権」ということで共通のイメージを持つことができるのかどうか。

(アドバイザー)

「地域主権」とは、地域に自己決定権がある、即ち地域のことは地域で決めるということである。「地方分権」は上から目線での表現である。「地域主権」は下からの民主主義である。トップダウンからボトムアップに変わるというメッセージを含むものである。

（委員）

中央では地域主権についていろいろ議論がされているが、アドバイザーが言う限定的な意味であれば、使っても良いのではないか。

(アドバイザー)

「地域主権型社会」とは、地域のことは地域で決めることができる社会であることを解説・考え方で明記してはいかがか。

（委員）

地域主権型社会をアドバイザーが言う意味で捉えるならば、中央が持っている権限を分け与えるという意味の「地方分権」というよりは良いと思う。

（副委員長）

起草部会、事務局に一任いただくことでよろしいか。

〈出席委員了承〉

（事務局）

条文の下から2行目の「町長」を削除することについてはいかがか。町長も記載する

なら、議員も記載する必要があるかもしれない。この条例は、町民、議会、行政について規定している状況からすると、「町長」は削除した方が良いと考える。

(委員)

特段異論はない。

(委員)

町長は「行政」に含めているから、削除してよい。

(事務局)

その方向で検討させていただく。その他、気がついた点はないか。

(委員)

⑤ 条文の下から5行目で、分権 or 地域主権、少子高齢社会のほかに、これからは国際化や情報化は避けて通れない課題だと思う。これらのことばは前文で規定した方が良いと思う。

⑥ 条文の最後のところで「町民主権による自治」とあるが、「町民主権を基本とした」などとした方が良いのではないか。

(アドバイザー)

「国際化」よりは「グローバル化」とした方が良いと思う。条文に出さなくても、解説・考え方で触れる方法はあると思う。

(副委員長)

起草部会、事務局で検討させていただく。

●第1章 1. 目的

(アドバイザー)

① 概念図に「従来の地域社会」とあるが「もともとの地域社会」とした方が良いのではないか。

② 概念図の中段以降の解説で、「主権は町民にあり」とあるが、「町民は主権者であり」とした方が良いのではないか。

③ 【町民会議では】の1行目で追加記載した「町長」は不要ではないか。

④ 概念図で、町政と町民主権の間の矢印に情報共有と協働があるが、協働は削除し、②の地域社会と③の町政との間の関係が協働になると思われる。

(副委員長)

起草部会、事務局で検討させていただくことでよろしいか。

<出席委員了承>

●第1章 2. 用語の定義

(アドバイザー)

① 町民の定義で、「町内で働き、又は学ぶ人…」ではないか→働きと又はの間に「、」が入るのではないか。

② 協働の定義で、「共通の目的」となっているが、「共通の公益的目的」の方が良いのではないか。解説・考え方もそれにあわせて修正してはどうか。

(委員)

指摘はそのとおりだと思う。文書整理でどう取り扱うかだ。

(委員)

③ 「参加」について定義付けする必要があるのではないか。参加と協働はセットである。一般で使っている「参加」と、この条例で使っている「参加」とではニュアンスが違っていると思われる所以、定義付けするべきだと思う。

(アドバイザー)

行政への参加、議会への参加、地域社会への参加があり、これらを一括りで定義することは難しい。

(委員)

議会は町民から信託を受けて活動している。そこにストレートに町民参加と言われると、信託を受けているのに、自分たちは主権者だということで、町民は信託した領域にも垣根無く入ってくる可能性があり、何らかの規制が必要という議論が議会でされてい

る。

信託した領域についても、町民が主役だから自分たちが決めるとなると、信託された意味がない。行政にしても、もともと一部は信託されている。

(アドバイザー)

議会が物事を議決することは議会だけが有するものであり、町民も信託したのであるから、入り込める余地はない。問題は、決定に至るプロセスである。ここに参加させてほしい、私たちの意見を反映させてほしいという町民の要望を取り入れる。しかし、決定することについては、町民は議会に信託したのであるから、決定に参加することはできない。決して決定権を犯しているわけではない。行政も同じ。計画など策定のプロセスには参加してもらうが、決定や執行は行政が自らの権限で行うものであり、犯しがたい権限である。そこは町民が行政に信託している部分である。そのことと矛盾することなく、たたき台は作られてきていると思う。

(委員)

年数がたって将来我々がいなくなった時に、どうだったかなということになってはましいので、主旨を明確にしておく必要があるということ。本文そのものに必要なのか、解説・考え方に入れるかはわからないが。

(委員)

「参加」は、すべてのことと関連してくると思う。

(委員)

ここで使っている参加は、何かを決めるときに自分の意思を反映させるようにしようという意味での参加であるから、広い意味での参加ではないと思う。

(アドバイザー)

参加について今まで議論し、体系を整理したものが概念図である。ここでは町民には、地域社会への参加、行政への参加、議会への参加の3つがあることを示している。行政への参加がどういうことか、議会への参加がどういうことかということは、それぞれ規定しているところで書いてある。地域社会についてはコミュニティのことについて書いてある。

(委員)

議会の中では、積極的に参加ということを出していくべきだという議論である。川崎市の条例がそのようになっており、川崎市型の条例を求めていくべきだという意見である。

その前提としては、町民が主体だ、主権者だというが、ずっとそういう状態ではなかった、だから参加してほしいという想いと、ただ参加にも信託したということから限界はあるということである。ただ、この自治基本条例が制定されたからには、積極的に参加、協働してもらいたいという想いで意見が出ている。その意見は取り入れるべきかなと思う。

(アドバイザー)

その主旨には十分沿ったものになっていると思う。ただ、もし定義付けするのであれば、くらしやすい美幌町を創るため、町政に主体的にかかわるなどとなるのかもしれない。町政に限定されてしまうが。

→第7章で再度協議する。

●第1章 3. 基本理念

(アドバイザー)

① (2)で、「町民は、…町政に自ら主体的に…」となっているが、「町民は、…町政及び地域社会に自ら主体的に…」とした方が良いのではないか。それに伴い、【解説・考え方】、【市民会議では】を修正してもらえば良いのではないか。

(委員)

(1)では「美幌町の自治の課題」、(2)では「美幌町を創ること」となっているが、それぞれ「自治の課題」、「町を創ること」で足りるのではないか。

(アドバイザー)

(1)では、もともとは「まちづくり」という表現であったが、あいまいな表現をやめよ

うということで、それに置き換える言葉を検討したところ、町政の自治と地域社会の自治の両方を表現するものとして「美幌町の自治」とした。「自治の課題」では、何の領域を指しているのか不明である。

(委員)

これまでの議論経過を踏まえてこの表現になってきているし、このたたき台全体もこの表現で統一を図ってきている。

●第1章 4. 基本原則

(事務局)

① (1)で、「自治の一部を町政に信託します」となっているが、何か客体に信託するという表現でなければならないと考える。そのため、「議会及び行政に信託します」とするのが正しいと考える。→3. 基本理念の(1)も同様。

(アドバイザー)

② (1)で「町民は、美幌町の自治の主体であり」となっている。ただ、自治の主体としては、町民だけでなく、議員も町長も職員もそうである。そのうえで、町民主体の原則というのは、その中でも町民が主体なんだよということ。それであれば、「町民は、美幌町の主権者であり」とした方が良いのかなと思うが、それもきつい表現かなとも思う。他の自治体でも「町民主体」と謳っているところもあり、参考意見として検討していただければと思う。

(委員)

議会側の勉強会の中で、二元代表制のことがどこにも触れられていないという指摘があるが、私はこの部分でその主旨が謳われていると考えている。しかし、二元代表制が基本であることを【解説・考え方】など、どこかで規定する必要があるのかなと思っている。その観点からも、「議会及び行政に信託する」という表現はその通りだと思う。→上記のとおり修正する。

●第2章 情報共有

(アドバイザー)

① <情報の共有>で「お互いに町政に…」とあるが、「互いに…」で良いのではないか。(委員)

② <個人情報>の【解説・考え方】で「個人情報の具体的な取扱い」となっているが、「具体的な」とした方が良いのではないか。

(副委員長)

事務局に一任する。

●第3章 町民参加

(アドバイザー)

① <審議会等の運営>の(2)で「…重複を考慮すること」となっているが、「重複を必要最小限とすること」とした方が良いのではないか。

② 【解説・考え方】の<町民参加の基本>の2行目にある「町民が町政に参加すること、」は不要ではないか。

また、同じ行で「議会及び行政が広く…」とあるが「議会及び行政は広く…」となるのではないか。

③ 【解説・考え方】の<町民参加の対象>の1(5)は「行政評価における外部評価の実施…」とした方が良いのではないか。

④ 同じく<町民参加の対象>の2(3)は「行政内部の事務処理…」となるのではないか。

(副委員長)

参考意見として起草部会、事務局で整理させていただく。

●第4章 住民投票

(アドバイザー)

① 【解説・考え方】の<住民投票の請求等>の1,5の1つ目で、「…満18歳以上と規

定していることからも妥当であると考えます」となっているが、「規定していることから、この考えを準用しました」とした方が良いのではないか。

② 【町民会議では】の中に、外国人の扱いについての議論経過を記載した方が良いのではないか（【解説・考え方】には記載されているが）。

（副委員長）

起草部会、事務局で整理させていただく。

●第5章 町民

（委員）

① 【町民会議では】の最後下から5行目は「「義務」を」に修正。
→修正する。

●第6章 協働・コミュニティ

（アドバイザー）

① 条文の＜協働の推進＞の1で「…地域の課題を解決するため…」となっているが、「地域社会の課題を解決するため」とした方が良いのではないか。
② 条文の＜協働の推進＞の2で「美幌町の自治を推進するに当たり、…」となっているが、「地域社会の自治を推進するに当たり」とした方が協働の整理がしやすいと思う。
それに伴って、【解説・考え方】の所の「地域の課題」も「地域社会の課題」とした方が良いと思う。
③ 【解説・考え方】の＜協働の推進＞の後半で「行政は、金銭面に限らず…」とあるが、「資金面に限らず」とした方が良いのではないか。

（副委員長）

起草部会、事務局で整理する。

●第7章 議会

（事務局）

① 条文の＜議会の責務＞の第2、第3にある「課題」や「地域の課題」という表現が第8章の「地域の政策課題」という表現と整合が取れていないと思われる。修正が必要ではないかと考える。それに伴い、【解説・考え方】の表現も修正が必要だと思われる。

② 条文の＜自由討議＞の2で、現在の内容ではすべて自由討議を行わなければならないと読める規定になっている。前回の会議で他の自治体の自由討議に関する規定を配付したが、自由討議を行うのは、議長が必要と認めた場合か動議があった場合で会議に諮って議決した場合となっている。すべての場合に自由討議を実施しているわけではない。この状況を踏まえ、すべての場合に自由討議を行うわけではないということを条文で明確にする必要があると考え、「必要に応じて」という文言を追加した。

③ 【解説・考え方】について、全体的に見直し詳しく記載することとした。

④ 【解説・考え方】の＜町長等と議会及び議員との関係＞の第2の反問権について、現状は「論点・争点を明確にするため」となっているが、「論点・争点の明確化や政策議論の活発化を図るため」としてはいかがかと考える。反問により政策議論が議会と行政との間でできるようにしないと意味がない。

（アドバイザー）

⑤ 条文の＜議会の責務＞の第2で「展望を持って課題を…」となっているが、「展望を持って政策課題を」とした方が良いのではないか。【解説・考え方】も修正する。

⑥ 同じ条文の第2で「把握し活動する…」となっているが、「把握し政策立案活動を行う」としてはどうかとも思うが、具体的すぎるだろうか。議会はこれから政策立案機能が求められるのであり、その点を明確にしてはどうか。

⑦ 条文の＜議会の責務＞の第3で「地域の課題」となっているが、美幌町全体の課題を共有するという意味で、「美幌町の課題」とした方が良いのではないか。この条例では地域社会と表現している部分もあり、地域の課題となると何を指しているのか曖昧でわからにくいのかなとも思う。【解説・考え方】も修正する。

⑧ 条文の＜議会の責務＞の第4で「調査機能及び法務機能」とあるが、「調査及び法務

機能」としても良いのではないか。

- ⑨ 条文の＜市民との情報共有と市民参加＞の第2で「必要と判断した場合は」となっているが「必要な場合は」でも良いのではないかとも思う。
- ⑩ 【解説・考え方】の＜市民との情報共有と市民参加＞の第2で「町政に反映させるため」とあるが、「町政」とは別の表現の方が良いのではないか。
- ⑪ 【解説・考え方】の＜市民との情報共有と市民参加＞の第3で、「そこから市民の意見、ニーズを把握し」となっているが、「そこから美幌町の課題、市民のニーズを把握し」とした方が良いのではないか。
- ⑫ 【解説・考え方】の＜町長等と議会及び議員との関係＞の第2で、「反問する権利を規定し」となっているが、「反問することができることを規定し」とした方が良いのではないか。「権利」は少し強すぎないか。

(委員)

条文の＜自由討議＞の第2で「必要に応じて」という表現を付け加えることに違和感がある。白老町の規定にあるように、また報道等でも言われているが、「必要に応じて」は削除し、「自由討議により議論を尽くすことを基本とし」とした方が良いのではないか。

(副委員長)

議会側からの意見や、他の自治体の自由討議の取扱いの規定を勘案して「必要に応じて」という表現を付け加えたものと思う。自由討議の重要性を損なうものではないと思う。

(委員)

そのことは理解するが、「必要に応じて」とすると曖昧になってしまうのではないか。自由討議は非常に大事なものなので。

(委員)

市民会議の中の議論での、議会においては自由討議が議会の命であり、非常に大切だという想いは十分理解できる。なので、自由討議にブレーキをかけるような表現は避けたい。一方、ごく当然の当たり前のことで自由討議をする必要はない。そういう流れ。

(委員)

基本は自由討議だということを明確にしたい。

(委員)

そのことはわかる。「必要に応じて」となると、自由討議をする前に必要なか必要でないかという議論になってしまう。

(委員)

自由討議を実際するかどうかはその時に動議が出されるなどして議会で判断されると思う。「必要に応じて」として意味合いを弱めない方が、市民会議の意向を踏まえると適当ではないかと思う。

(委員)

委員が言うとおり、自由討議の必要がない時は不要だというふうにすれば良い。議論を尽くすことが基本だとすれば良い。

(委員)

それだと、何でもかんでも自由討議をするのかということになる。歯止めを設ける意味でも「必要に応じて」という表現は必要だと思う。

(委員)

歯止めは議会の議論の中で整理できるのではないか。

(委員)

何でも一回一回議論するのかということになるのではないか。

(委員)

実際の議会運営の中で調整が図られるのではないか。

(委員)

実際は、議長がこれは重要案件だから討論が必要だと判断して、運営することになっていると思う。ただ、市民会議での考えは、物を考える過程を大事にしてほしいということ。他の議会では現実自由討議はそれほど行われていないのかもしれない。しかし、

原則は自由討議だという町民会議の想いを受け止めて、必要ない、当たり前のこと決める時は自由討議はしなくても良い道を残しておけば良い。そういう意味で、「必要に応じて」という表現がブレーキをかけるような印象を持たれるのであれば、それは議会側としても真意ではないので、整理した方が良いと思う。

(事務局)

各自治体の自由討議の取扱いの規定を見ると、自由討議をするのは特別の場合であり、通常はやらない規定であるため、「必要に応じて」としてはどうかと考えたところ。

(委員)

議会での実際の取扱いの規定としては、そのような書きぶりになるのであろうが、自由討議が大事だということであれば、自由討議を基本とするとした方が良い。

(委員)

このままでいくと、誰かが必要なのかどうかを判断することになる。他の自治体の自由討議に関する規定では、議長が判断した場合、議員の動議による場合と明確だが、ただ「必要に応じて」とだけ規定するとぶれてしまうのではないか。

(委員)

「必要に応じて」という中に、議長が認めるなどの意味が含まれていると思う。私はこの文言は必要だと思っている。何でもかんでも自由討議を行うということにはならない。

(委員)

その点は解説・考え方で押さえておけば良いのではないか。「必要に応じて」だけを追加するなら、ブレーキを簡単に踏まれてしまう可能性がある。原則は自由討議、ただ、実際それをやるかどうかは議長が判断する、あるいは議員みんなで判断するということを解説・考え方で記載すれば良いのではないか。「必要に応じて」を活かすのであれば、もう少し詳しく記載する必要があるのではないか。

(委員)

議会は合議体であり、議長という調整役もいる。何でもかんでも自由討議を行うということにはならないと思う。

(委員)

「必要に応じて」という文言が入ることにより、自由討議により議論を尽くしという意味を消すことになるのではないかということだが、「必要に応じて」という言葉は入っても、自由討議により議論を尽くしという表現があるならば、それ程後ろ向きに考えなくて良いのではないか。本会議や委員会で自由討議ができる場合とできない場合がある。

ただ、実際には今でもやっていると思うので、それほど心配しなくても良いと思う。どうしても「必要に応じて」という言葉が気になるのであれば、別の適当な言葉がないかなと思う。議会基本条例に近いものを規定しようとしているのであるから、それほど後ろ向きに考えなくて良いのではないかと思う。

(アドバイザー)

2つの案があると思う。「議論を尽くすことを基本とし」としても意味合いはそれほど変わらないと思うし、スマートな表現になると思う。もう一つ、「必要に応じて」を活かすのであれば、「議長の判断に応じて」などと、誰が判断するのかを明確にしてはどうか。

(副委員長)

起草部会、事務局で再度検討させていただきたい。

◆議会からの指摘事項について

(事務局)

- 『第7章 議会の＜議員の責務＞の条文の第3で、「議会は、町民と地域の課題を共有するとともに、町民参加によって議会運営を行います」と規定しているが、この文章の意味が理解できないのではないか。町民にいちいち説明しないと理解してもらえない文章ではまずいのではないか。』という指摘について、どのように考えるか。

(委員)

「町民参加によって議会運営を行う」という表現が適切でないということ。

(アドバイザー)

ここで規定している「町民参加」が何かということは、〈町民との情報共有と町民参加〉のところに規定してある。こういう参加によって議会運営をしてくださいということを〈議会の責務〉の3では規定している。

参加の具体的なことは、ここで規定している参考人招致や公聴会をやって、町民から政策的知見を得て、議会の討議、議会運営に反映させてくださいというのが〈町民との情報共有と町民参加〉の第1。

第2は、請願と陳情を町民による政策提案と位置づけて、その審議において、つまり議会運営に反映させてくださいということ。

第3は町民との意見交換の場としての政策会議を開催して、それを議会運営に反映させてくださいということ。

これら、具体的な参加の仕方を規定してある。これらによって議会運営をしてください、ということである。

参加については、条例全体のいろいろなところで規定されているが、それぞれの所で参加はどういうことなのかが書かれてある。

第4と第5は情報共有のことが書いてある。こういうふうに情報共有して議会運営をしてくださいということである。

(副委員長)

議会側は議会運営そのものに町民が参加するのではないかと危惧しているのか。

(委員)

そのとおり。議会運営委員会に町民がやって来て、自分たちの意見を言うことができると受け取られるのではないかということ。

(委員)

ここで話を聴いている人は本当の主旨はわかるが、10年後、20年後に条文に書かれている文章を根拠に、議会の場で自分たちの話を聞いてくれと主張してくるのではないかということを懸念している。明確にもっとわかりやすくということである。

(アドバイザー)

参加ということが〈町民との情報共有と町民参加〉に規定してあることだということを分かってもらえば良い。

(委員)

〈町民との情報共有と町民参加〉に規定していることと、こういうことは含まれないということを明記してくれれば。

(アドバイザー)

それは解説・考え方で書くことでは駄目なのか。

(委員)

解説・考え方で明記されていれば良い。

(アドバイザー)

ここでの参加は〈町民との情報共有と町民参加〉で規定していることだということ。

(委員)

そういうこと。土足で上がり込むことを認めているわけではないということを明記する。

(副委員長)

起草部会、事務局で整理する。（「解説・考え方」で整理）

(事務局)

● 〈町長等と議会及び議員の関係〉の第2で、「町長等は、議員の質問に対し反問することができる」となっている。自治の責任者は町長だと思う。責任を持たない者は反論するべきではないのではないか。また、責任を取れる者、即ち町長のみ反問権を認めるべきではないかという指摘。

● 行政側からの反問を規定するなら、反問に対する通告を規定するべき。

(委員)

前段では、反論と反問がある。反問は、質問を受けた中身を再確認したり、問い合わせするというものである。このことについて、町長から委任を受けて説明をする部長や主幹に対して質問をした際、その質問の主旨がわからないので、こういうことなのかということを確認することは現実に行われているし、必要なことである。このことについては議会側として否定するつもりはない。ただ、反論となると、政策について議論していくときに権限の無い者が反論できるのかということである。反論できるのは政策を決定する町長だろうという議会側の考え方である。反論してほしくないということを意味しているわけではない。政策論争をするのであれば、本来の政治家同士しかできないのではないか。そういう意味が含まれているということである。

(委員)

反問について、今2つの種類を挙げられたが、分けて考えるべき。一般の職員が答弁をするに当たり、質問の主旨が理解出来ないときは、反問ではなく、もうすこし主旨を説明してもらえないかという感じで。反問がどういうものかということを明確にしておけば良いのではないか。

反問権を一般職員に認めるかどうかは一考を要すると思う。単に質問の主旨を確認することは反問ではなく、過程の一つ。

(委員)

一般質問で議論を重ねていった際、「あなたの論建ての根拠は一体何なのか。美幌町の財政状況はこういう状況で、私はそこまでの余裕はないと思うが、お聴かせいただきたい」というのが反問である。そうすると、数多くの職員を抱える町長と、一人親方である議員とでは対応力に差がある。大いに政策論争をしようという議員もいるが、事務局機能の充実も図られない中、このようなことを規定してもどうなのかという議論もある。

(副委員長)

そういうことになると、条例の中に反問権の規定を載せられなくなってしまう。

(委員)

だから、反問がどういうことなのか正確にしないとならない。

解説としてはこれで良いのではないか

(委員)

委員が言っているのは、部長や主幹が反問できる可能性があるから反問の趣旨を明確にしてほしいということなのか、あるいは町長のみが反問できるにしても職員の厚いサポートにより一方的な議論になってしまことへの懸念なのか。

(委員)

議会内でも受け止め方には温度差がある。歓迎する意見もあれば、恣意的にされれば今の議会では質問できなくなるという2つの受け止めがあるのが現実である。そういう実態を受け止めたうえで、反問を導入できるものを作っていくかないといけない。

私は解説・考え方で言っている修正した文言で大丈夫でないかと思っている。

それともう一つ心配なのが、議会と行政の本当の意味での信頼関係、これを前提としないと成り立たない。そういう意味での不安感がある。お互いに議論をしていて、「あなたがそういうふうに言うなら根拠を示して」ということになると思う。それをことさらにやられると、余程体系立てて調べておかないとならない。それをどう担保するのかということにも直結する話だ。絵に描くだけなら誰でも出来る。文章にどう現すのかということよりも、現状を踏まえたうえで、でも美幌ではここまでやろうということが求められている。

(委員)

町長だけに反問を認めて特段支障は出てこないのではないか。町長が答弁するに当たり、職員から助言等受け総合的に答弁することはあるかもしれないが。責任ある人が責任ある立場で反問することが必要かもしれない。

解説でその点を整理すれば良いのではないか。

(委員)

委員会で執行部が出席した時にはフリートークになる。その時に執行部がどういうことですかと聞くレベルは反問ではない。どういうことなのか、ということは反問には属

さない。確認行為である。

(アドバイザー)

反問を定義してはいかがか。

(事務局)

議会側は、責任が取れないレベルの職員が反問することはおかしいと言っている。定義しても、「町長等」の「等」を外さないと駄目だということだ。

(委員)

反問はいろいろな意味で使われる。お聞きします、確認しますということも含まれる。あまり狭くするのもいかがなものか。

(委員)

職員を外すという主張に対し、何か支障があるかといえばないのではないか。職員を含ませなくても良いのではないか。

(事務局)

論点、争点がわからない点を確認するのはほとんどが職員が行うと思う。それにプラスして政策について論議するとなると、政治家同士が行うものだと思う。抜いてしまって、論点・争点の明確化を職員が出来なくなってしまうので、支障を来すことが想定される。

政策論争の中で、町長だけでなく、副町長、教育長などが答弁しなければならない場面もあると思うが、その取扱いをどうするか。我々もむやみやたらに反問権を使うわけではないし、先程の発言にもあったが、個々の信頼関係のもとで行われるものだと思う。

(委員)

「町長等」というのはこのまま残して、三役、各種委員会の委員長を意味するものであり、町長一人を指すものではないというふうにしてはどうか。

(委員)

職員は省き、責任ある立場の人を含めての「等」とすれば良いのではないか。

(委員)

職員については、説明したことが正しく理解されていない場合の確認行為を行うことがある。また、間違って捉えられているのではないか、その時にそうではなくこうだということを言うことはある。これも広い意味では反問である。

一つはその整理と、政治家同士の反論。町民会議ではそこは大いにやってほしいということではないかと。美幌町の町民会議は、政治家同士の政策論争をがっちりやってよということではないかと思う。反問プラス反論までやってよということなのかどうか。

(副委員長)

条文はこのままで、解説で詳細に説明すれば良いということか。

(委員)

本文そのものも解説でその点がクリアされれば大丈夫だと思う。

(アドバイザー)

原文の考え方とするのか、職員を含めないものとするのか、2つの考え方のいずれかということか。

(委員)

広い意味での反問は（職員にも）認められないとならない。より突っ込んだ反論も含んでやってほしい、ただし節度を持って、という町民会議の想いを正確に伝えられるようにしなければならない。

正確な規定をしなければならない。誤って解釈されてはならない。

(委員)

もう一つの行政側からの反問を規定するなら、反問に対する通告を規定すべきということについてはどうか。

(委員)

最終的に規定することになるかどうかはわからないが、規定することになったとしても自治基本条例ではなく、会議規則の改正で対応することになるのではないか。

(副委員長)

再度、起草部会、事務局で検討する。

(事務局)

●町民参加関連

町民参加については、この条例でも何力所か出てくるが、それぞれのところで参加はどういうことが規定がされているはずである。一律に参加はどういうものかということを規定することは難しいのではないか。

(委員)

ここまで（参加という）まな板に乗るんだということを書き加えてもらえば問題はない。

(事務局)

第7章 議会のところでは、ここで参加はどういうことかということを付け加えたい。

●第8章 行政

(アドバイザー)

① <行政の責務>の2で「情報の共有」とあるが、「情報共有」としてはいかがか。

② <職員の責務>の2で「地域の政策課題」とあるが、「地域の」はわかりにくい。

町全体のことを指すため、「美幌町の政策課題」としてはいかが。解説・考え方も併せて修正してはいかがか。

(委員)

③ 解説・考え方で<町長の責務>の3で新規に付け加えたものは不要ではないか。

(副委員長)

起草部会、事務局で検討する。

(事務局)

● 議会側から、町民には権利だけが規定されていて、二元代表制における町民の責務について規定されていない、という指摘がある。

(委員)

行政と議会は町民から信託を受けている。一方、町民は選んだ後は参加してこない、ということを懸念しての指摘だと思う。みんながやることの信託を受けているのが議会であるから、議会に積極的に立候補する必要があるのではないか、という主旨の意見ではなかったかと思う。

私は、町民参加、協働の中で、良いまちにするため地域社会に積極的に関わるという町民の役割が入ったことをもって、おおよそクリアされたのではないかという想いもある。

町民全員が議会に立候補することを求めるのではなく、それぞれの役目を果たしていくかないと、選んでおいて後は自らは責任を果たさないということが想定されるので、そのことを危惧しての発言ではないのかと思う。

(委員)

自分に都合の良いものには出てくるが、関心のないものには出てこないということがあるのではないか。

(委員)

第5章 町民の<町民の役割>において、町民のことについて規定していることで理解していただけるのではないか。

(副委員長)

原文のとおりとする。

(事務局)

● 町長の就任時の宣誓について、マニュフェストを守ることを規定してはどうかという指摘について、マニュフェストの作成は義務化されているものではないし、ここでそれを守ることを規定するのはいかがなものかと考える。

(委員)

公約を守れなかったからといって、どうこういうことにはならないと思う。この条例で規定する必要はないと思う。

(委員)

マニュフェストという言葉が今後使用されるかどうかわからぬ。また、あえてここまで規定する必要はないと思う。

(副委員長)

原文の中で主旨は含まれていると考えられるし、このままで行きたい。

●第9章 行政運営

(事務局)

① <総合計画>の4で「行政は、各分野における個別計画の策定…」となっているが、5や第3章で「各施策の基本となる計画」と表現しており、意味するところは同じ。「各施策の基本となる計画」で表現を統一した方が良いと考える。

※総合計画と各施策の基本となる計画との関係の図の修正

(アドバイザー)

② <危機管理>の1で「災害等が発生した緊急時において」となっているが、「災害等の緊急時には、」とした方が良いのではないか。

③ <危機管理>の3で「地域社会と行政が一丸となった」とあるが、「町民と行政が一丸となった」とした方が良いのではないか。

④ <公益通報>の1で「発生のおそれがあると考えられる場合には」とあるが、「発生のおそれがある場合には」で良いのではないか。

⑤ <公益通報>の2で、「正当な公益通報を行った職員」とあるが、「正当な」は不要ではないか。

(副委員長)

起草部会、事務局で整理させていただく。

●第10章 連携・協力

(アドバイザー)

① 解説・考え方の<他の市町村との連携及び協力>で、「町が広域的な課題又は…」と「町」という表現は使っておらず、検討が必要ではないか。

(副委員長)

起草部会、事務局で整理させていただく。

●第11章 条例の見直し

(事務局)

① <美幌町自治推進委員会>の6の冒頭、「前各項に定めるもののほか、」は削除した方が、後々この委員会について条例で規定するにあたっても適用が効く。

(アドバイザー)

前に残すという判断をしたと理解していた。

(事務局)

再協議ということだったと思う。

→削除する。

●第12章 最高規範

原文のとおりとする。

※文末を、「この条例に規定している事項との整合を図らなければなりません」とした方が良いとの意見あり。

◆議会からの指摘事項

● 後日、条例を改正する場合、付け加えることは比較的やりやすいが、削除することはやりにくい。疑問点がある場合は今の時点で規定するべきではない。

(委員)

今一度見直す機会が必要。

(委員) 町民に指摘され、これは削除した方が良い点等あるかもしれない。

(委員) 今後の報告会での指摘を踏まえて検討すれば良いのではないか。

(委員) 町民、議会等への報告で出てくる意見を踏まえて検討すれば良い。

3 その他

- 来週の金曜日までに、改めて資料を見ていただいて何かあればご意見いただきたい。
- まだ結論がでていない部分は、起草部会に一任していただきたい。

〈出席委員了承〉

- 中間報告会について、町民に4回、議会に1回、職員に2回開催する予定。出欠連絡票にご記入の上、ご回答いただきたい。

また、町民への周知は、チラシの全戸配布、HP、新聞等への記事掲載により行いたい。